

野田市難病患者援助金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第61号

野田市難病患者援助金支給要綱の一部を改正する告示

野田市難病患者援助金支給要綱（昭和54年野田市告示第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「入院又は」及び「通院による」を削り、同条第3号中「の親権を行う者又は後見人で、現に難病患者を監護している」を「を現に保護する」に改める。

第3条中「、毎年度4月1日（以下「基準日」という。）において」を削る。
第6条を削り、第5条を第6条とする。

第4条中各号列記以外の部分中「添えて、」の次に「市長が定める日までに」を加え、同条第4号中「医師」を「難病疾患の名称及び医師が難病疾患と認められた日を記載した医師」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（援助金の額）

第4条 援助金の額は、毎年度、前条に規定する要件を満たした日が属する月から年度末までの月数に3,000円を乗じて得た額とする。

第7条ただし書中「ただし、」の次に「5月以降に受給者（前条の規定により援助金の支給の決定を受けた者をいう。以下同じ。）となったとき及び」を加える。

第11条を削り、第10条を第11条とする。

第9条中「偽りその他不正な行為により援助金の支給を受けた者があるときは、その者に」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により受給者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、援助金の支給の決定を取り消し、」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 偽りその他不正の手段により援助金の支給を受けたとき。
- (2) この要綱又は援助金の支給の条件に違反したとき。

第9条を第10条とする。

第8条の見出しを「（受給資格の消滅の届出）」に改め、同条中「第5条の規定により援助金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、難病患者が」を「受給者は、」に改め、「又は第4条の規定により申請した事項に変更が生じたとき」を削り、「野田市難病患者援助金受給資格消滅（変更）届」を「野田市難病患者援助金受給資格消滅届」に改め、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（現況届）

第8条 受給者は、毎年度（受給者となった日が属する年度を除く。）5月31日までに、野田市難病患者援助金受給者現況届を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の野田市難病患者援助金支給要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の難病患者援助金の支給について適用し、令和4年度以前の年度分の難病患者援助金の支給については、なお従前の例による。